

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月26日
【会社名】	セブンシーズホールディングス株式会社
【英訳名】	SEVEN SEAS HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤堂 裕隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
【電話番号】	03-5501-4100
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 5 番 5 号
【電話番号】	03-5501-4100
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 関 裕司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 目的の変更

当社の今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)の変更を行うものであります。

(2) 取締役及び監査役の責任免除に関する変更

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第29条(取締役の責任限定契約)および定款第38条(監査役の責任限定契約)の規程を変更するものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として藤堂 裕隆、関 裕司、中島 章智の3氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として矢島 勝、松山 昌司、坂田 靖志の3氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	10,643	18	-	(注1)	可決 99.72
第2号議案 取締役3名選任の件					
藤堂 裕隆	10,642	19	-	(注2)	可決 99.71
関 裕司	10,642	19	-		可決 99.71
中島 章智	10,643	18	-		可決 99.72
第3号議案 監査役3名選任の件					
矢島 勝	10,379	282	-	(注2)	可決 97.25
松山 昌司	10,380	281	-		可決 97.25
坂田 靖志	10,379	282	-		可決 97.25

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上